
今こそ、情報公開法を使って関連文書の全面公開を実現させよう！

日韓会談文書・全面公開を求める会 ニュース

【総会特集号】 第44号（2014年12月14日）

7・25控訴審判決 が確定し、約10年 に及ぶ情報公開請 求、訴訟を締めくく る2014年度総 会・公開シンポにご 参加を！

目 次

1 頁	呼びかけ
2 頁	特定秘密保護法施行に対する 抗議声明
3 頁	総会・シンポ開催要項
3～5 頁	2014 年度活動報告
6～7 頁	アーカイブス設立計画案
8～9 頁	請求からの流れ
10 頁	2014 年度決算・会計監査報告
11 頁	2015 年度運動方針案・予算案
12 頁	編集後記

7月25日の日韓会談文書公開請求第3次訴訟控訴審が確定し、約10年に及ぶ当日の日韓会談文書公開請求、訴訟は一応の区切りを迎えました。会員、サポーターの皆さん。長い間のご支援ありがとうございました。

この運動を通じて、私たちは6万ページもの膨大な日韓会談文書を開示させ、これをホームページで公開して、日韓会談の真相究明の基礎情報を提供してきたばかりか、2012年10月11日の第3次訴訟一審判決は日本における情報公開を前進させる意味を持つ判決でした。

2014年度総会是这样した当日の運動を振り返り、その成果を確認するとともに、今後の課題を明らかにする総会です。今後の「求める会」は、開示された文書をより利用しやすいアーカイブスとして後世に引き継いでいくことを大きな事業として取り組むことになります。また、来年2015年は日韓条約締結50周年です。「求める会」としてもそれにふさわしい役割を果たしていきたいと思います。

日韓会談・全面公開を求める会2014年度総会

2014年12月23日（火・休） 午前10時半～12時（開場10時）

東京しごとセンター 5F セミナー室

※午後1時半から、同会場で公開シンポを開催します。

特定秘密保護法施行に対する抗議声明

私たちは2014年12月10日に施行される特定秘密保護法に強く抗議する。この法律は日韓基本条約及び諸協定（以下、日韓諸条約）と同様に、国会における4度の強行採決によって成立した。国会審議の過程ですでに空中分解し、成立後1年間の議論によっても、何らその本質が改善されない特定秘密保護法は、民主主義の基礎としての情報公開促進に逆行するものである。

私たちは今日に至るまで、情報公開法による情報開示請求および裁判活動を通して、日韓諸条約に関連する外交文書の全面公開を求めてきた。その結果、外務官僚たちが恣意的に情報を不開示指定している事例を多数知るに至った。本会の運動・訴訟の結果、1116の文書の大部分が開示されたが、現在も114もの文書が全面または部分的に不開示とされている。日本政府は今後、こうした多くの公文書を不開示にしている状況を改善し、公文書を市民に公開していく方向で法整備を行っていかねばならなかったはずである。にもかかわらず、公文書の不開示を際限なく容認する特定秘密保護法を施行することは、公文書公開をいっそう後退させるとともに、各省庁の特定秘密指定の恣意性をさらに助長するものである。

私たちは、「知る権利」という基本的人権の尊重を定めた日本国憲法に背き、民主主義の実現に逆行する特定秘密保護法の施行に改めて反対する。また、特定秘密保護法の施行により、近隣諸国をはじめとする国際社会に対する信頼関係の構築、さらに公正な情報公開を通じた歴史的真相の探求が妨げられることを強く憂慮する。そして、すべての行政機関に対して、情報民主主義を促進するために、情報公開法を改善し、公文書管理制度の整備をいっそう推進することを、改めて要求する。

2014年12月10日
日韓会談文書・全面公開を求める会



2014年度総会

(日時) 2014年12月23日(火・休) 午前10時30分～12時(開場10時)

(会場) 東京しごとセンター 5F セミナー室

(次第) 裁判の現状報告(弁護団)

2014年度活動経過報告

アーカイブス設立準備委員会報告

2014年度決算報告

2015年度運動方針案

2015年度予算案

公開シンポジウム「日韓会談文書公開運動の成果と課題―日韓条約締結50周年を前に」

(日時) 2014年12月23日(火・休) 午後1時半～5時(開場1時)

(会場) 東京しごとセンター 5F セミナー室

(基調報告)「情報公開と日韓会談文書公開運動の意義」(仮): 弁護団

(報告) ①日韓条約とは何だったのか(仮題)

金鉉洙さん(明治大学兼任講師)

②未完の植民地清算(仮題)

岩月浩二さん(弁護士、名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟原告代理人)

③文化の侵略と植民地(仮題)

五十嵐彰さん(東京都埋蔵文化財センター主任調査研究員)

2014年度総会資料

2014年度の活動の概括

①7月25日の控訴審判決は、国の主張を受け入れた不当判決であったが、一審判決の判断枠組みが維持されたと判断できること、控訴審過程でもさらに多くの追加開示を実現してきたことから、上告せず、判決は確定した。当会の裁判活動はこれで一応終結することとなった。3月13日の外務省の現職北東アジア課長証人尋問に続き、原告側が申請していた太田証人の尋問が実現した。北東アジア課長尋問で迫及した文書について、直前に更なる追加開示を行わせ、外務省を追い込んだ。

②第3次訴訟の終結を受けて、再請求分の異議申し立てが情報公開審査会へ諮問されることとなった(12月10日時点で、決済待ちの状況との回答)。また、昨年12月23日の公開シンポでの情報公開クリアリングハウス三木理事長のアドバイスを受け、財務省保管の日韓会談文書の開示請求を行い、22文書を墨塗りなしで開示させた。

③10月11日に、「日韓会談関連アーカイブス設立準備委員会」の第一回会合を開催し、基本計画案を策定した。今年度活動方針の1965年以降の日韓会談文書の開示請求には

着手できなかったが、アーカイブスの基本計画案にその趣旨を盛り込んだ。

④ 12月10日、特定秘密保護法が施行され、当会として抗議声明を出した（2頁）。2013年12月23日の公開シンポでも、情報公開クリアリングハウスの三木理事長をパネリストとしてお招きし、特定秘密保護法の問題性について学習した。

⑤ 2015年の日韓条約締結50周年に向けて、「日韓つながり直しキャンペーン」の行動に、吉澤共同代表がパネリストとして参加する等、その成功を担った。

⑥ 今年度中の新規会員が4名あった。

2014年度活動報告（2013年12月1日～2014年11月30日）

基本方針	会議開催報告				
I. 日韓会談文書・全面公開を求める会の目的 日本政府に対して、日韓会談関連文書の全面公開を求めて、朝鮮半島に対する日本の植民地支配の事実と責任を認めさせ、アジア・太平洋戦争による韓国・朝鮮人被害者、および遺族への謝罪と補償を実現させる。 II. 外務省からの不開示、部分開示に対して、引続き全面公開を求めて訴訟をおこなう 全面公開を求める当会の目的を達成するために、弁護団との連携を密にして行動する。	弁護団会議開催日 1月7日、1月28日、2月18日、3月6日、3月13日、3月19日、4月8日、4月28日 役員会開催日 第40回（3月13日） 第41回（7月25日） 第42回（10月11日）				
運動方針 I. 下記を原告として、三次訴訟をおこなう。 三次訴訟 <table><tr><td>韓国在住原告</td><td>チェボン テ 崔鳳泰、イ クムジュ 李金珠、ヨ ウンテク 呂運澤、イ ヨンス 李容洙</td></tr><tr><td>日本在住原告</td><td>太田修、田中宏、西野瑠美子、山田昭次、吉澤文寿、イ ハン ネ 李鶴来、ヤンチンジャ 梁澄子</td></tr></table>	韓国在住原告	チェボン テ 崔鳳泰、 イ クムジュ 李金珠、 ヨ ウンテク 呂運澤、 イ ヨンス 李容洙	日本在住原告	太田修、田中宏、西野瑠美子、山田昭次、吉澤文寿、 イ ハン ネ 李鶴来、 ヤンチンジャ 梁澄子	活動記録 I. 訴訟活動 三次訴訟 控訴審第3回口頭弁論（3月13日） 控訴審第4回口頭弁論（3月26日） 控訴審判決（7月25日） 結審直前の3月24日付、控訴審判決後の8月25日付で変更決定があり、追加開示があった。
韓国在住原告	チェボン テ 崔鳳泰、 イ クムジュ 李金珠、 ヨ ウンテク 呂運澤、 イ ヨンス 李容洙				
日本在住原告	太田修、田中宏、西野瑠美子、山田昭次、吉澤文寿、 イ ハン ネ 李鶴来、 ヤンチンジャ 梁澄子				

再請求 請求人 太田修、吉澤文寿、田中宏、山本直好、小竹弘子 Ⅱ．支援者として活動に参加する会員を、あらゆる機会を通して募集する。 Ⅲ．地域ごとの拠点をつくり、草の根の運動を広げる。 Ⅳ．韓国市民団体との連携を、より一層深めていく。 Ⅴ．情報の共有と会員の意思に基づく民主的な運営を維持し、以下の活動を行う。 1. 役員、弁護団等共有のメーリングリストにより緊密な連絡をとりながら会を運営する。事務局、会員・サポーター会員、原告メーリングリストを通して、自由な情報交換を行う。 2. 毎回の口頭弁論報告を中心とするニュースを発行して、会員・サポーター会員、当事者会員、関連団体、メディア等に提供する。 3. ホームページにより最新情報を提供する。 4. 必要に応じ、または要請に応じて勉強会、講演会をおこなう。 5. 年1回開催する総会には、活動報告、決算報告、および次年度運動方針（案）等の重要議案を事前に提示し、出席者の過半数の議決による運営をおこなう。	再請求 8月22日付で変更決定。 1月26日付で財務省保管の日韓会談文書の開示請求を行い、3月28日付で22文書の開示が行われた。 Ⅱ．会員数（2014年11月30日現在） 会員 165名 旧サポーター会員 125名 Ⅲ．特記事項なし Ⅳ．特記事項なし Ⅴ．会活動 1. 特記事項なし 2. ニュース発行 第40号（2月23日） 第41号（6月8日） 第42号（8月24日） 第43号（11月2日） 第44号（12月14日） 3. ホームページアクセス数 2014年11月30日 37089 日韓会談関連アーカイブス設立準備委員会を10月11日に発足。第1回の委員会を開催。 4. 公開シンポジウム開催 2014年12月23日「日韓会談文書公開運動の成果と課題」（東京しごとセンターセミナー室） 5. 総会開催 2014年12月23日
---	---

日韓会談関連アーカイブス（仮称）設立基本計画（案）

2014年10月11日

1 趣旨及び目的

「日韓会談文書・全面公開を求める会」（以下、「求める会」）は、2005年の発足以来、情報公開法に基づき日韓会談関連外交文書の公開運動に取り組み、およそ6万ページの大量の文書の公開を実現した。これらの公開文書は、全部不開示、一部不開示の文書が含まれるとは言え、今日の日韓関係あるいは在日韓国朝鮮人の法的地位等を規定している1965年の日韓条約及び諸協定、それに至る15年に及ぶ日韓会談の解明に欠くことのできない基礎資料と言っても過言ではない。

「求める会」は開示されたすべての文書をホームページ上で公開し、誰でもこれを活用できるように提供してきた。しかし、「求める会」はあくまでも情報公開を運動の目的とした団体であり、2014年7月25日の第3次訴訟控訴審判決が確定した中で、「求める会」がこの開示文書のデータベースを長期にわたり維持することは会の目的からも財政的にも困難である。また、「求める会」はアーカイブスの専門家を有しないため、誰にでも活用しやすいアーカイブスを構築することには限界がある。

上記の理由から、「求める会」として、日韓会談文書のデータをしかるべき機関にゆだね、誰にでも活用しやすいアーカイブスとして構築することとする。

2 設立準備委員会

「求める会」の内部プロジェクトチームとして「設立準備委員会」を置く。必要に応じて、歴史資料や情報アーカイブスに詳しい専門家をアドバイザーとして加わっていただく。

（人事案）

委員長	太田修
委員（共同代表）	吉澤文寿、田中宏
委員（事務局）	山本直好（事務局長）、李洋秀（事務局次長） 安田多香子（ホームページ担当）
アドバイザー	金慶南（法政大学）、内海愛子（アジア歴史資料センター）

※設立に際しては契約を結ぶ関係上、弁護団にも加わっていただく。

3 求められるアーカイブスの在り方

①公開性

世界中、誰にでも開かれていること。閲覧、印刷、画像のコピー等に制限は一切設けない。

②安定性、持続性

データベースを保存する記憶媒体には十分な容量が保障されること。また、サーバーの障害や外部からのサイバー攻撃等に受託機関が速やかに対応できること。外部からの政治的干渉から中立であること。財政的問題等、受託機関側の事情により閉鎖されることが無いことが保障されること。

③検索機能

膨大な文書の中から、利用者が関心のある事項に関連する文書を効率的に絞り込むことを可能にする検索機能を有すること。

④発展性

当会の取り組みにより開示された日韓会談文書を基礎としつつ、広く日韓会談に関連する情報（文書資料のみならず、映像資料等も含む）の①収集②整理③公開④保存⑤教育を担う、発展性のあるものとする。

4 受託条件及び受託先の選定

受託条件の詳細策定、受託先の選定は、設立準備委員会の責任において行い、総会に提案し、承認を得る。

5 予算

文書データの整理作業、設立に向けた調査・交渉等で費用が発生した場合は、「求める会」の会計からこれを負担する。

（当面のスケジュール）

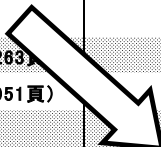
2015年4月4日 第2回設立準備委員会

なぜアーカイブス設立が必要なのですか

当会は「日本政府に対して、日韓会談関連文書の全面公開を求めて、朝鮮半島に対する日本の植民地支配の事実と責任を認めさせ、アジア・太平洋戦争による韓国・朝鮮人被害者、および遺族への謝罪と補償を実現させる」ことを目的に掲げています。もちろん、情報公開を運動の柱とする当会が、「事実と責任を認めさせ」「謝罪と補償を実現させる」まで責任を持つことは困難です。しかし、開示させた文書を、過去清算やよりよい日韓関係の実現のために活用可能な市民の共有財産として後世に残すことは当会の責任であると考えています。政府にとって不都合な情報も含まれているわけですから、政府にはできない仕事です。そして、開示された文書による日韓会談の分析もまだ緒についたばかりです。

また、開示、不開示の判断は、その時点の社会状況等によって、その都度判断しなければならないことになっています。従って、誰かが数年後に開示請求した結果、現時点では不開示の文書が開示される可能性もあります。そうした真相究明の営みを将来も継続し積み重ねることを可能とするような基盤・プラットフォームが必要です。それが、私たちがめざすアーカイブスです。

日韓会談文書 開示請求から今日までの流れ

年	月 日	全面開示請求				
2006	4月25日	開示請求				
	5月25日	特例適用通知				
	8月17日	1次部分開示(65頁)				
	10月2日	審査会へ異議申立	一次訴訟(開示期間)			
	12月18日		東京地裁へ提訴			
2007	3月6日		第1回口頭弁論			
	3月28日	1次の逆転全部開示(193頁)				
	4月27日		2次開示(1533頁)			
	5月8日		第2回口頭弁論			
	7月10日		第3回口頭弁論			
	9月25日		第4回口頭弁論	二次訴訟(不開示理由)		
	11月16日			3次開示(5340頁)		
	11月26日		第5回口頭弁論			
	12月26日		原告:勝訴			
			↓			
2008	1月8日		国:東京高裁へ控訴			
	1月26日			三次訴訟(不開示理由)		
	4月18日			4次開示(3482頁)		
	4月23日		控訴審第 1回口頭弁論	東京地裁へ提訴		
	5月2日			5次開示(16263頁)		
	5月9日			6次開示(32951頁)		
	5月28日		第2回口頭弁論			
			原告::取下げを提示			
	6月3日		国:取下げ同意で終了			
	6月10日					
	7月1日		第1回口頭弁論			
	7月7日					
	8月29日					
	9月9日		第2回口頭弁論			
	10月14日			東京地裁へ提訴		
	11月25日		第3回口頭弁論			
	12月17日		第1回口頭弁論			
2009	2月17日		第4回口頭弁論			
	2月19日					
	2月26日					
	3月4日			第2回口頭弁論		
	4月6日					
	4月15日		第5回口頭弁論			
	5月26日			第3回口頭弁論		
	6月9日					
	7月8日		第6回口頭弁論			
	7月28日					
	9月1日			第4回口頭弁論		
	10月21日		第7回口頭弁論(結審)			

	12月8日			第5回口頭弁論	
	12月16日		原告・敗訴		
			↓		
	12月25日		東京高裁へ控訴		
2010	2月23日			第6回口頭弁論	
	4月21日			第7回口頭弁論	
	5月12日		控訴審 即日結審		
	6月23日		原告・敗訴		原告：申入れ書再々提出
	6月30日		↓	第8回口頭弁論	
	7月7日		最高裁判所へ上告		
	9月8日			第9回口頭弁論	
	9月15日		上告受理申立理由書提出		
	11月5日			第10回口頭弁論	
2011	1月21日			第11回口頭弁論	
	3月18日			第12回口頭弁論	
	5月9日		上告不受理決定・原告敗訴		
	6月14日			第13回口頭弁論	
	8月29日			開示変更決定(63文書)	
	9月6日			第14回口頭弁論	
	9月30日			弁論準備手続き	
	11月29日			第15回口頭弁論中止・ 弁論準備手続き	
	12月27日			弁論準備手続き	
2012	3月6日			第15回口頭弁論・結審	
	6月21日	再請求			
	7月20日	特例適用通知			
	9月11日			判決言い渡し・延期	
	10月11日			判決言い渡し	
	10月11日			原告一部勝訴	
			↓		
	10月24日		国：東京高裁に控訴		
2013	1月21日	開示決定			
	3月22日	異議申し立て			
	3月29日			開示変更決定	
	4月1日			開示変更決定	
	7月9日			控訴審第1回口頭弁論	
	11月26日			開示変更決定	
	12月10日			控訴審第2回口頭弁論	
2014	3月13日			控訴審第3回口頭弁論	
	3月24日			開示変更決定	
	3月26日			控訴審第4回口頭弁論・結審	
	4月2日	開示変更決定			
	7月25日			控訴審判決	

2014年度決算報告

日韓会談文書・全面公開を求める会2014 年度決算 (2013年12月1日-2014年11月30日)

1. 収入

(1).	前年度繰越金	449,746
(2).	会費	
	会員会費	126,000 (3000x42)
	学生・年金者会費	39,000 (1000X 39)
	旧サポーター会費	18,000 (2000X9)
	カンパ	26,130
(3).	シンポ賛同金	28,000
(4).	集会参加費	17,000
(5).	雑収入	4
	合計	703,880

2. 支出

	事務費	587
	HP契約料	29,463 (2,415X5+2,484X7)
	集会費	51,605
	ニュース発行	195,435
	裁判費用	57,280
	支払い手数料	6,674
	雑費	15,000
	合計	356,044

3. 収支差額 347,836

4. 資産

	郵便口座	320,687
	横浜銀行	24,209
	小口現金	2940
	合計	347,836

会計監査

帳簿、現金、通帳、郵便振替口座を監査しました。
上記の報告で間違いないことを報告します。

2014年12月10日

有村順子



2015年度運動方針案

- ①裁判の終結を踏まえて、開示された文書データを基礎とする、「日韓会談関連アーカイブス」の設立準備を進め、次年度総会に事業計画を報告する。総会での承認を受けて、次年度中の設立をめざす。
- ②再請求分の意義申し立てについて、情報公開審査会への意見書提出等に取り組み、更なる開示の実現をめざす。
- ③2015年は日韓条約締結50周年である。当会としても、それにふさわしいシンポジウム等の事業に取り組み、その成果を出版等につなげていく。また、「日韓つながり直しキャンペーン」の日韓条約締結過程検証作業に協力する。
- ④第1次～3次訴訟の資料を整理し、年度内にデジタル化する。
- ⑤上記アーカイブスの設立と並行して、当会の活動を継承発展し、「情報公開と歴史清算」についての様々な情報にアクセス可能なポータルサイトの準備を進める。

2015年度予算案（2014年12月1日～2015年11月30日）

1. 収入

（1）前年度繰越金	347836
（2）会費収入等	
1）会費	200000
2）カンパ	50000
（3）雑収入	2164
収入合計	600000

2. 支出

（1）事務費	
1）事務用品費	20000
2）通信費	20000
3）HP契約料	30000
4）交通費宿泊費	20000
（2）集会費	100000
（3）ニュース発行費	200000
（4）裁判対策費	
1）裁判資料整理費	50000
2）異議申し立て等諸経費	50000
（5）アーカイブス設立準備費	50000
（6）支払い手数料	10000
（7）雑費	50000
支出合計	600000

編集後記

◇今年もあとわずかとなりました。来年2015年は戦後70年であるとともに、日韓条約締結から50年にあたります。総選挙の結果がどうなるろうとも、現在の日韓関係のまま2015年を迎えることは、両国市民にとっても不幸なことです。「このままではいけない」そんな思いから、2015年に向けた動きが始まっています。

◇11月30日、「朝鮮人強制労働被害者補償立法をめざす日韓共同行動」の主催で、朝日新聞、東京新聞、共同通信のソウル支局長経験者、そして東亜日報の東京支局長をパネリストに「日韓関係の過去・現在・未来」と題したシンポジウムが開かれました。朝日新聞の箱田哲也記者は「日韓条約後も少しずつ手直ししてきた。しかし、今は問題を解決するのではなく、拡大させる政治が続き、外交官も直接つながって問題解決を図ろうと言う外交をしていない」と指摘。一方、東亜日報のペ・グギン記者は「日韓の間で何か問題が起こると、『過去最悪の日韓関係』と報道される。特別に失望する必要はない」と語りました。冷静に現実を見据え、話し合えば解決できることが多いのに、それができない政治・社会状況にこそ深刻な問題があるということでしょう。箱田記者が「メディアが国家を背負ってはいけません。国と国との関係は勝ち負けではない。素顔の日本と韓国の姿を伝えたい」と話していたことが印象的でした。「国家を背負わない」。それはメディアだけではありません。私たち一人一人に問われることです。

◇12月7日には「日韓つながり直しキャンペーン2015」主催の「2015年、どう行動するかー討論集会」も開催されました。韓国からは慰安婦問題、サハリン残留韓国人問題に取り組む大学生2名が参加しました。日本の学生も日本・韓国・中国をつなぐフィールド・スタディについて報告しました。当会の吉澤共同代表も日韓条約締結過程検証の意義と検証計画について報告しました。印象に残ったのは、日本の学生が「私たち、若い世代に必要なものは、『会話』だ。真偽を問うために自ら歩き、自分の目で確かめることだ」と語り、一方の韓国の学生も、日韓関係改善の障害は何かという質問に、二人とも「言葉」と答えたことです。もちろん、話し合えば簡単に解決できる問題ばかりではありませんが、少なくとも、話し合うことで理解しあえる、問題を解決できると感じている世代が育っていることこそが「希望」だと思います。

2015年を、若者の「希望」を現実にするような一年にしたいと思います。

日韓会談文書・全面公開を求める会

共同代表：太田 修 田中 宏 吉澤 文寿

(事務局)

160-0004 東京都新宿区四谷3-3 エスパスコンセール4F

J & K法律事務所気付 TEL : 090-9204-7607 FAX : 03-5241-9906

E-mail : nikkanbunsyo2012@yahoo.co.jp

HP <http://www.f8.wx301.smilestart.ne.jp/>